

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岩手県支部規約

第1章 総 則

第1条 支部は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会定款第35条の規定に基づいて設けるものとする

第2条 支部は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部と称する。

第3条 支部は、主たる事務所を公益社団法人岩手県トラック協会内に置く。

第2章 業 務

第4条 支部は、会員の事業にかかわる労働災害の防止に関し、次の業務を行う。

- (1) 労働災害防止規定の復旧及び実施について、その促進を図ること。
- (2) 技術的事項について、指導及び援助を行うこと。
- (3) 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- (4) 情報及び資料を収集し及び提供すること。
- (5) 調査及び広報を行うこと。
- (6) 前各号の業務に附帯する事業を行うこと。

第3章 会 員

第5条 協会（本部）の会員であって、岩手県に事業場を有する事業主（含代理人）及び事業主の団体は、この支部に所属する支部会員とする。

第6条 支部会員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

第7条 協会（本部）への加入又は脱退の手続き及び会費納入は支部長を経由するものとする。

第4章 支部役員

第8条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 4名以内 |
| (3) 委員 | 2名以内 |
| (4) 監事 | 3名以内 |

2 役員は、公益社団法人岩手県トラック協会（以下、「同協会」という。）の役員の中から、前項の数をもって充てるものとする。この場合において、同協会の「会長」は「支部長」に、「副会長」は「副支部長」に、理事の内

から専務理事・常務理事をもって「委員」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 委員の内、専務理事を「常任委員」と読み替えるものとする。

第9条 支部長は、支部を代表し支部の会務を総括する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長の定める順位に従って、その職務を代理する。

3 常任委員は、支部の会務を執行し、事務を統括する。

4 委員は委員会を構成し、会務の運営に当たる。

5 監事は支部の業務及び経理の状況を監査する。

第10条 役員の任期は、同協会の任期による。

第11条 (削除)

第5章 総 会

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、支部長が毎事業年度終了後招集する。

3 臨時総会は、支部長が必要あるとき委員会に諮って招集する。

4 支部役員の5分の1以上が、会議の目的事項及び招集理由を記載した書面により請求したとき、支部長は遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

第13条 総会の招集は、会日の10日前までに会議の目的事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

第14条 総会の議長は、支部長とする。

第15条 総会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について審議決定するものとする。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 支部規約に関する事項

(3) 経費の負担方法に関する事項

(4) 協会（本部）の総代選挙に関する事項

(5) その他支部長が必要と認める事項

第16条 総会の議事は、会員の2分の1以上が出席し、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 総会の議事録は、議長及び議長の指名した委員が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 会議の目的たる事項

(3) 議事の経過の概要

第6章 委員会

- 第18条 委員会は支部長、副支部長及び委員をもって構成する。
2 委員会は必要に応じ、支部長が招集する。
3 委員会の議長は支部長とする。

- 第19条 委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について審議決定する。
(1) 総会に提出する議案
(2) 会務の処理に関する事項
(3) その他支部長が必要と認める事項

第7章 会計

- 第20条 支部の経費は交付金・分担金及びその他の収入をもって支弁する。
2 支部長は支部の会計を管理する。
- 第21条 支部の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第22条 支部長は、毎会計年度の初めに事業計画及び収支予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。
- 第23条 支部長は、毎会計年度の事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第8章 雑則

- 第24条 支部は必要と認める地域に分会を設けることができる。その場合の分会長は、同協会の支部長をもって充てるものとする。
2 分会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

1. 昭和40年 3月15日の規約は廃止する。
2. 本規約は、昭和53年 8月22日から施行する。
3. 本規約は、昭和56年 8月27日から施行する。
4. 本規約は、平成 4年 5月21日から施行する。
5. 本規約は、平成 8年 5月30日から施行する。
6. 本規約は、平成24年 5月22日より施行する。
7. 本規約は、平成25年5月30日より施行する。